

住居確保給付金のしおり

【転居費用補助編】

収入が大きく減少し、家計改善のために
家賃が安い住宅に転居の必要がある方へ



家計の立て直しのための

住居確保給付金（転居費用補助）とは

収入が大きく減少し、家賃が安い住居に転居する必要がある者に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

支給限度額：下記を上限として、実際に転居に要する額を支給

164,000円（単身世帯）

196,000円（2人世帯）

212,000円（3～5人世帯）

※ 6人以上の世帯はお問い合わせください。

支給方法：（転居先の住宅に係る初期費用）

原則不動産仲介業者等の金融機関口座へ直接振込みます。（代理納付）

（上記以外の経費）

引越業者等に直接振込みます。（代理納付）

※住居確保給付金は転居費用補助の他に家賃補助があります。

詳しくは別冊の家賃補助のしおりをご確認ください。

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには 次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業又は死亡等により、世帯収入額が大きく減少して経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住居を喪失するおそれがある者であること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が大きく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の世帯収入額が次の表の収入基準額以下であること。

世帯人数	収入基準額（基準額＋実際の家賃（家賃上限額））	収入基準額の上限
1人	92,000円＋実際の家賃（上限41,000円）	133,000円
2人	139,000円＋実際の家賃（上限49,000円）	188,000円
3人	172,000円＋実際の家賃（上限53,000円）	225,000円
4人	214,000円＋実際の家賃（上限53,000円）	267,000円
5人	255,000円＋実際の家賃（上限53,000円）	308,000円

※ 6人以上の世帯はお問い合わせください。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産額
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計改善支援を受けた結果、次のいずれかに該当すると判断され、かつ転居費用の捻出が困難であると認められること。

ア.「転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。」

イ.「転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が増加するが（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。」

- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を転居費用補助の支給を受けようとする者及びその者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（転居費用補助）の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 （転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（ふろがま、エアコン等）の購入費

※住宅の前家賃等が必要な方へ

敷金や前家賃等は、住居確保給付金（転居費用補助）の対象になりません。対応が困難な方については、社会福祉協議会の「総合支援資金（住宅入居費）」の貸付制度があります。また、住居確保給付金（転居費用補助）を受給するまでの間、住宅を喪失していて、当面の生活費にお困りの方は、同様に社会福祉協議会の貸付制度があります。詳細は、お住まいのもしくは転居予定先の社会福祉協議会にご相談ください。

なお、離職・廃業の方又は離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方の場合、住居確保給付金（家賃補助）を受給できる可能性がありますので、転居予定先の自治体等にご相談ください。

申請前に家計改善支援事業を利用してください

福祉総合支援課での相談後、住居確保給付金申請前に家計改善支援事業による家計に関する相談支援を受けてください。家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。

事前に電話等でご予約をお願いします。

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書」が交付されます。住居確保給付金申請時に「要転居証明書」も提出していただきますので、紛失しないようにしてください。

【問い合わせ先】 厚木市市民福祉部 福祉総合支援課 福祉相談係

【受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:15

【電話】 046-225-2895

転居する物件が決まったら

不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載をしてもらってください。その後、「入居予定住宅に関する状況通知書」を福祉総合支援課に提出してください。

あわせて、初期費用や転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類も提出してください。

支給決定後、決定通知書を交付します。ただし、転居の要する費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合は差額が自己負担となります。

また、転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

転居が終わったら

入居日から7日以内に「住居確保報告書」と実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を提出してください。

また、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内である場合に限り、追加で支給することができます。

転居後も継続して支援します

住居確保給付金の受給後も、福祉総合支援課が家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の困りごとがある場合は、引き続き支援していきます。

お部屋探して困ったら

様々な理由で部屋を借りることができない、次の住まいが見つからない等、お部屋探しにお困りの場合は住宅課にご相談ください。

【お部屋探しのご相談先】住宅課 046-225-2330

住宅確保給付金（転居費用補助）の 申請をするために必要なもの

申 請 書 類

- ① 住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）（様式１－２）
- ② 住居確保給付金申請確認書（転居費用補助）（様式１－２Ａ）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、
各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
※顔写真なしの証明書の場合は２点以上の提出が必要です。
- ④ 収入減少等関係書類
（収入が減少した者）
世帯収入額が申請月の属する月を起点に２年以内に大きく減少したことが
確認できる書類
（離職等の者）
世帯収入額が大きく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死
亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等を
したことが確認できる書類
- ⑤ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、
収入が確認できる書類（直近３カ月及び減収前の月）
給与支払明細書、預貯金通帳の収入を確認できるページ、雇用保険の失業給
付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合
は「年金額改定通知（年金ハガキ）」、その他各種手当証書、その他各種福
祉手帳等（公的給付等の支給額が分かる書類等）
- ⑥ 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等
※株、投資信託、暗号資産等含む
※申請日時点のもの（複数ある場合は全て）
※通帳なし取引（ネットやアプリ）の口座分も書面でご用意ください。
- ⑦ 要転居証明書（様式１０）
- ⑧ 転居前の住居の賃貸契約書
- ⑨ （持家の場合のみ）居住維持費用関係書類
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する
費用の月額を確認できる書類（固定資産税、火災保険料等）

追 加 提 出 書 類

【支給前に追加で提出する書類】

- ①入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式第2－2号）
- ②初期費用及び転居に要する費用関係書類
初期費用の見積書、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）
の見積書等

【支給後に追加で提出する書類】

- ①住居確保報告書（様式第5号）
- ②転居先の賃貸住宅に関する賃貸契約書
- ③新住所における住民票（世帯全員）
- ④初期費用及び転居に要する費用で実際に支払った額を確認できる書類
（家財の運搬費用領収書、原状回復費用領収書等）

住宅確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで （住居を喪失するおそれのある方）

※住居を喪失した方は別途ご相談ください

- 
- ① 相談・制度説明
福祉総合支援課にご相談ください。
制度や要件等を説明します。
 - ② 家計改善支援
福祉総合支援課で家計改善支援を受け、「要転居証明書」の交付を受けてください。転居が必要でない場合は別の支援策を検討します。
 - ③ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者との調整
転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」を記載してもらい、福祉総合支援課に提出します。
 - ④ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請
必要書類を添えて、申請書を福祉総合支援課に提出します。
 - ⑤ 住居確保給付金（転居費用補助）の審査・決定
審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
「住居確保給付金支給決定通知書」の交付と併せて「住宅確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
住居確保給付金は、原則として、自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

【問い合わせ先】	厚木市市民福祉部 福祉総合支援課 福祉相談係
【受付時間】	8：30～12：00 13：00～17：15
【電話】	046-225-2895

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

住居確保給付金（転居費用補助）の受給後、次のすべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- ①転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または本人の都合によるものを除く）又は死亡等により世帯収入が大きく減少した。
- ②前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している。
- ③住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件に該当する

住居確保給付金（転居費用補助）を 徴収する場合があります

転居費用補助の受給後虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収します。

犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

不服の申立てをする場合は

住居確保給付金に関する決定もしくは処分に関する不作為について、不服申立をしたい場合、厚木市長に対して審査請求を行うことができます。

